

令和2年2月度 法人局連絡事項

「 中間目標月を迎えて 」

一般社団法人 倫理研究所
法人局局长 内田文朗

令和2年度も今月で上半期が終了し、「ゆるぎない7万社体制確立」5ヵ年計画最終年度の上半期の成果としての中間目標月を迎えました。その成果発表の行事として、今年度で4回目となる「方面会」を開催いたします。

「方面会」に先駆けて、昨年12月から先月にかけて「方面担当講師会」と称した方面単位の法人スーパーバイザー、法人アドバイザー、法人局顧問、理事、監事会を開催いたしました。テーマは「2020年 ゆるぎない7万社達成に向け—SV、ADとしてどう関与するか—」、分科会では活発且つ積極的な協議が為されました。自ら率先垂範して普及に取り組むなどとともに、講師として各単会へ出張した際の感想も報告されました。中でも「倫理経営基礎講座の参加者が少ない」、「倫理の実践体験が少なくなった」、「SV、ADとして倫理の原理、原則を伝えることが必要」、「倫理指導を積極的に受けるように促す」、「実践者を増やす」などの意見が多かったようです。要するに「倫理法人会活動の特色がまだまだ活かされていないのではないか」ということでしょう。

人は外からの刺激がないと心も身体も動かないものです。「倫理経営基礎講座」、「経営者モーニングセミナー」は倫理を知識として習得するとともに、心を動かす活動といっても過言ではありません。特に「朝礼」や「倫理指導」は、心に変化をもたらします。心が動くと行動へ移行し、状況が変わるのです。そのためには、倫理経営インストラクターは「倫理指導力」を磨かなければなりません。法人レクチャーは、的確な事業体験を伝える力を養わなければなりません。倫理法人会の組織を担う役職者の方々は、託された役割を果たしていただくことです。愛知県は28全単会100社以上を昨年8月より堅持しつつ、中間目標に向けて前進中です。その年度中間の山場の行事が「方面会」です。皆様方の上半期の成果発表を楽しみにしています。

※前月比増加の倫理法人会は、北海道、岩手県、千葉県、東京都、岐阜県、愛知県、大阪府、岡山県、広島県、徳島県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県でした。尚、会員動態表を別紙添付しています。

新規連絡事項

「今週の倫理」2月配信（1171号～1175号）

テーマ：視点を変える

1. 全体事業関連

（1）第11次（通算74次）・第12次（通算75次）沙漠緑化隊員募集

「地球倫理の森ウランブハ」への沙漠緑化隊員を募集します。

昨年、お陰様で地球倫理の森創成プロジェクトは20周年を迎えました。20年の節目を経て、「原点に立ち返り、地球倫理を学び、実践する」をキャッチコピーに新たな行程を企画しました。緑化隊を通して、丸山竹秋会長が提唱した地球倫理の理念を学び、沙漠緑化の父・遠山正瑛博士の精神と実行力に倣うことを目的とした新たな緑化隊に是非ご参加ください。

■第11次（通算74次）：令和2年6月7日（日）～13日（土）定員30名程度

■第12次（通算75次）：令和2年7月5日（日）～11日（土）定員30名程度

①仮申込書付チラシ：2月下旬に倫理法人会事務局宛に送付します。

（都道府県100枚、正会100枚、準会50枚）

（チラシの裏面が「仮申込書」となっています）

②申込方法：「仮申込書」に必要事項を記入の上、FAXでお申し込み下さい。

③申込期間：＜申込開始＞（両隊共） 3月2日（月）

＜締め切り＞（第11次隊） 4月10日（金）

（第12次隊） 5月11日（月）

※各隊、定員になり次第締め切ります。

④注意事項：参加ご希望の方は、チラシ裏面の仮申込書をよくお読みの上、お申込みください。なお、募集開始前や仮申込書のFAX以外での申込みはできませんので、ご注意ください。

⑤問合せ先：国際事業部

2. 倫理法人会運営関連

（1）令和2年度「倫理経営講演会」関連

①講師、事業体験報告者の通知について

1～5月開催分の講師、事業体験報告者は、単位倫理法人会事務局へ連絡しました。

※その他関連事項は、継続連絡事項（3頁）〔2. 倫理法人会運営関連―（1）〕に掲載。

（2）令和2年度「経営者の集い」

4月開催分の「経営者の集い」に派遣する法人レクチャーは、単位倫理法人会事務局にFAXにてご連絡しました。法人レクチャーとの日程調整は、「倫理経営基礎講座」と重複しないよう配慮してください。

※令和2年度版「『経営者の集い』開催報告書」をR.linkの文書管理フォルダに保存しました。今年度は、こちらの「開催報告書」をご使用ください。

※「経営者の集い」に関するお問合せは、教育業務部（松枝・高澤・山城）までお願いします。

3. 富士教育センター関連

(1) 経営者倫理セミナー

第10組：3月3日(火)10時開講～5日(木)10時終了

ケースディベーター講師

株式会社 かあてんや 代表取締役社長 中崎 行雄氏

山形県(25名)、東京都②(20名)、長崎県(7名)

第11組：3月12日(木)14時開講～14日(土)14時終了

ケースディベーター講師

株式会社 音映システム 代表取締役社長 田中 保生氏

茨城県②(30名)、新潟県(30名)、愛知県(40名)、香川県①(10名)、高知県(20名)

※個人(理事長辞令の役職者もしくは企業の取締役以上)での申込もお待ちしています。

※()内は各都道府県受講予定人数

(2) 新入社員セミナー

第1組：3月28日(土)14時開講～30日(月)14時終了

※各企業で取りまとめてお申込ください。

(3) 会員限定「特別セミナー」丸山敏雄とその時代

第2回：5月3日(日)13時30分集合～5日(火・祝)11時解散

倫理運動のルーツをたどるセミナーです。史実に基づいた、再現ドキュメントをまじえて制作された映像作品全8章を2泊3日かけて一挙に観賞します。これからの時代に倫理運動を推し進めていく上での背骨になるセミナーです。

*募集人数120名。

■参加申し込みとお問い合わせは直接「富士教育センター受講係」へご連絡ください。

TEL0550-89-2677

普及・ランキング

1. 2月度の新設単会 〈設立2カ所〉

おめでとうございます。益々のご発展を祈念いたします。

〈設立〉 2月2日(日) 北海道 釧路市

2月8日(土) 長崎県 雲仙

2. 経営者モーニングセミナー平均参加社数・人数ランキング

令和元年12月度の第1位は下記の倫理法人会でした。おめでとうございます！

(1) 当該単会

《参加社数 第1位》	浦安市倫理法人会	社数平均	138.50 社
《参加人数 第1位》	浦安市倫理法人会	人数平均	146.50 人

(2) 総数

《参加社数 第1位》	練馬区倫理法人会	社数平均	168.40 社
《参加人数 第1位》	浦安市倫理法人会	人数平均	169.75 人

* 令和2年度も当該単会の参加社数・人数のみが表彰対象です。(『令和2年度法人局活動方針書』10頁)

継続連絡事項

1. 法人局主要行事関連

(1) 理事長による「役職者研修」

丸山敏秋理事長による「役職者研修」を開催する各都道府県は、方面担当者と綿密に打ち合わせを行なって準備を進めてください。

(2) 令和2年度「倫理経営インストラクター研修」開催のお知らせ

①日 程：令和2年3月7日（土）～8日（日）

対象者：法人スーパーバイザー、法人アドバイザー

②日 程：令和2年3月18日（水）～19日（木）

対象者：法人レクチャラーで倫理経営（上級）インストラクター資格を有する方

※両研修ともに開催場所は富士教育センターとなります。

※詳細案内及び出欠届は、教育業務部より直接対象者にお送りしました。

（出欠の連絡も対象者より直接、教育業務部にご返信いただきます）

2. 倫理法人会運営関連

(1) 令和2年度「倫理経営講演会」関連

①チラシ・パンフレットの挨拶文例について

チラシ・パンフレットの挨拶文例は、R.linkの文書管理フォルダに保管されている「倫理経営講演会開催要領」に掲載されています。内容を確認し、準備を進めてください。

②講師、事業体験報告者のプロフィールについて

a. 講師の顔写真つきプロフィールについては、都道府県事務局に問い合わせ入手してください。R.linkの文書管理フォルダに保管されています。

b. 事業体験報告者の顔写真、プロフィール、テーマについては、事業体験報告者本人に直接お問い合わせください。

③重点販売図書の販売について

今年度の重点販売図書は、『万人幸福の葉』（丸山敏雄著）、『万人幸福の葉 解説』（丸山竹秋著）、『万人幸福の葉を読む』（丸山敏秋著）です。図書現物を会場で販売してください。本部経理部より都道府県事務局へ図書送付方法、希望部数を調査します。（詳細は調査時に同封する資料を参照してください）

④日時や場所の変更連絡について

倫理経営講演会の開催日時、場所などが変更になった場合は、速やかに法人局教育業務部へご連絡ください。「開催変更事項届」はR.linkの文書管理フォルダに保管されています。

⑤全体配布資料

今年度も、講演会のテーマに沿った倫理の言葉を「全体配布資料」として、R.linkの文書管理フォルダに保管しています。例年通り、他の資料と見分けるため、色のついた紙にコピーして参加者全員に配布してください。

（2）SNSなどへの投稿・掲載について

録音・録画・写真撮影及び、講演・講話内容をSNS・会報などに掲載する場合は、必ず事前に講師の承諾を得てください。

また、諸行事の集合写真やスナップ写真をSNSなどへ掲載する場合も同様に、被写体（後ろ姿であっても）となる方々に事前に掲載許可を得て下さい。会以外の個人によるSNSなどへの掲載も同様に許可を得た写真・動画・音声のみとしてください。

くれぐれも無断で使用しないよう経営者モーニングセミナー時の連絡事項など、各行事にて全ての来場者にお知らせ頂きますようお願いいたします。

（3）「女性委員会活動報告書」

「女性委員会活動報告書」をR.linkの文書管理フォルダに保管しました。ご使用ください。

（4）倫理経営基礎講座の「受講記録」

同講座の「受講記録」を作成しました。検印欄の補充等、必要に応じてR.linkより取得していただき、ご使用ください。

R.link⇒文書管理⇒法人局⇒事務局関係⇒倫理経営基礎講座

（5）単会での行事開催準備に関してのお願い

各倫理法人会で行事を開催する際は、以下の点にご配慮願います。

① 講師への連絡

派遣される講師が決定したら、行事の日時、場所等の連絡は1ヵ月前迄に行ない、その後、打ち合わせも綿密に行なってください。

② 備品の準備

通常の行事で常設するホワイトボード用のマーカーは、後方に着席される来場者にもよくわかるように、太さは「極太」、色は「赤」「黒」の二色以上をご準備願います。（例：「パイロット ホワイトボードマーカー ボードマスター 極太」）《注》この商品に限る訳ではありません。

(6) 会員の住所変更について

本部から会員企業に発送した『職場の教養』が、住所変更により本部へ返送されるケースがあります。住所変更をした場合は、速やかに所属している倫理法人会事務局へ変更を届け出ていただく旨を、会員各位にご案内いただきますようお願いいたします。

3. その他

(1) ポスター貼付のお願い

令和元年9月21日に山梨県道志村のキャンプ場で小倉美咲さん(7歳)が行方不明となりました。TVニュースや新聞などでも全国に報道されましたので、ご存じの方も多いと思います。

小倉美咲さんは、千葉県倫理法人会に所属する会員企業の幹部社員のお嬢さんです。都道府県や単会の事務局にポスター(大月警察署許可済)を添付して、早期発見に会友各位のご協力を賜れば幸いです。なお、ポスターとチラシにありますように、情報提供は全て大月警察署にお願いいたします。

<ポスターとチラシの送付数>

- ① 都道府県事務局用 各1枚
- ② 単位倫理法人会用 各1枚×単会数

ポスターとチラシを送付いたします。事務局の状況によりポスターを貼付できない場合もありかと思いますが、ご協力のほどお願い申し上げます。

(2) 『職場の教養』の利用

① SNSでの公開

『職場の教養』誌は、倫理法人会の入会特典であり、主として「活力朝礼」実施用に作成されたものです。同誌本文(表紙を含む)の内容をSNS等で公開することは、ご遠慮いただきたくお願いいたします。もしそのような事実を確認された場合は、注意を促してください。

② ポスティング

最近、個人の住宅や集合住宅のポストに『職場の教養』が、差出人等の明記もなくそのままの状態に投函されているという苦情が法人局に寄せられています。このような行為は厳に慎んでいただくよう、会内で周知徹底してください。

(3) イラスト等使用の留意点

インターネットからイラストや画像、飾り罫、写真等を転載して、倫理法人会のチラシやメッセージに使用した場合、「無料」と思っていたものに対し、「有料なので使用料を支払って欲しい」と、ある日突然に請求書が届くという事例が報告されています。

無料か有料かをよく確認して使用し、万一、請求書等が届いた場合、周囲の方とよく相談してから対処してください。併せて、方面担当者に情報をお寄せいただきますようお願いいたします。(有料と承知で使用する場合は除く)。

(4) 天和会館への訪問

天和会館への訪問の際は、原則訪問予定日の1ヵ月前までにご連絡ください。FAXで連絡される場合は所定の用紙はありません。電話・FAX共に以下の5点をお知らせください。

- ①倫理法人会名
- ②訪問の日時と滞在の時間帯
- ③交通手段
- ④訪問人数
- ⑤責任者の役職と氏名・連絡先

※その他、滞在時間中の過し方を簡潔にお知らせください。

※諸般の事情により、ご要望に添えないこともありますので、予めご了承ください。

※お問い合わせ先 天和会館 TEL:0979-88-3113 FAX:0979-88-3115

(5) 「入会申込書」紹介者欄の記入

入会申込書に紹介者名を記入する欄があります。紹介者が複数いる場合、主要紹介者を先頭に記載し、併せて普及(入会)に携わった方(3名程度)も記載してください。

倫理経営インストラクターの「新たな認定制度の基本情報の一つ」となりますので、記載もれのないよう徹底をお願いします。

(6) 普及活動に対する報奨金等の支払い禁止

普及奨励賞、普及成約賞などの名称で、普及に貢献した会員に対し、その見返りとして現金を支給している会が見受けられます。会員に対しこのような報奨金等(商品券・クオカード等の金券類を含みます)の支払いは行なわないでください。

■理由「普及活動と営利活動の違い」

普及活動は、倫理法人会組織としての活動ですが、個々の自己革新を目指した実践であり、企業における営利活動とは本質的に異なります。見返りとして現金などを受け取ることは、せっかくの自己革新や積善等の目的から離れることとなります。また、経理上、不透明な処理の温床ともなりかねません。

(7) 「設立」「開設」の認可願

設立・開設日の1ヵ月前までに「倫理法人会設立・開設認可願」「倫理法人会役職者名簿」「倫理法人会会員一覧表」を方面長宛に提出し、会員登録を完了する。

(『令和2年度法人局活動方針書』6頁)

(8) 倫理指導(倫理経営指導)

近年、倫理指導を希望される会友が増えてきました。これは、大変よい兆しであることは言うに及ばず、会員特典として大いに活用していただきたいと願っています。しかし、これが水増しのような増加である場合、必ずしも喜ばしい現象ではありません。

下記に、倫理指導を活用する際の注意事項を記載いたします。ご理解の上、倫理指導を大いに活用の上、自己革新に挑むことで人間的成長にお役立てください。

1. 倫理指導を受ける際の基本原則

- ① 倫理指導は、対面形式で真剣に行なうものです。「ちょっと聞いてみよう」「先輩が勧めたから」など、安易な気持ちで倫理指導を申し込まないでください。併せて、倫理指導の目的は、来談者の苦難解決のみならず、それを契機として人間的な成長へと導くことにあります。苦難の中には消し去ることのできないものもありますが、苦難そのものをきっかけとして自己革新に挑み、人間としてよりよく成長していくサポートをすることです。

- ② 安易な気持ちで受けるものではなく、経営者 MS や経営者の集いなど、倫理体験というものがあ程度理解できてからお受けいただく方が、指導者も被指導者にとってもふさわしい状況です。倫理指導を受けに来られた方から「倫理指導って何ですか?」と聞かれるケースがあります。事前に、先輩や役職者からレクチャーを受けた上で、ご本人の自主的な申し込みを前提に倫理指導が成り立ちます。趣旨を充分にご理解いただき、倫理指導をお勧めください。
- ③ 倫理指導は、地元の倫理経営インストラクターに受けることもお勧めいたします。倫理指導では、苦難の内容や実践・心境の進捗状況によっては同一の苦難で既に倫理指導を受けた方に追加指導を受けることができます。この追加指導を受ける際、地の利を活かすことができるのが、近隣の倫理経営インストラクターの方々ですので、倫理指導を近隣の有資格者に受けることを推奨いたします。ぜひ、ご検討ください。

2. 倫理指導を受ける場所と倫理指導者と連絡先

所属地域近隣（地元）、または、倫理研究所本部で受けられます。

①所属地域近隣（地元）で受ける場合

単会で受ける場合

会長の承認を得てから、講師と指導の日時を調整してください。

他単会で受ける場合

単会会長の承認を得た後、先方の単会会長に承認を得てください。その後、講師と指導の日時を調整し、先方の単会会長に調整した日時をお知らせください。

※地元の有資格者に倫理指導を受ける場合は直接交渉してください。

※倫理指導を受ける場所は、静かで人の出入りが少ない場所を用意してください。但し、ホテル宿泊室は厳禁です。喫茶店やレストランなど飲食店を利用する場合は、原則、個室または仕切られている所をご準備ください。

※上記飲食店を利用する場合は別ですが、湯茶などの接待及びお土産（金品含）は不要です。

②倫理研究所本部で受ける場合は、下記の要領でお申し込みください。

倫理研究所本部では、**毎週土曜日のみ**倫理指導を行なっています。ご希望の方は、普及事業部まで**事前に電話でお申し込み**ください。

< 本部倫理指導 >

[受付] 月～金 9:00～17:00

[対象] 倫理法人会会員

[日時] 毎週土曜日(9:30～/11:00～/13:00～)

[場所] 倫理研究所本部（東京都千代田区紀尾井町4-5） TEL: 03-3264-2251〔代〕

[担当] 倫理研究所研究員

③「倫理指導票」は、当日指導者（講師）にお渡しください。

倫理指導をすることが認められた講師は、以下の方々です。

3. 倫理指導を行なうことが出来る有資格者

- 理事、監事、法人局顧問、法人局参事、研究員
- 名誉研究員、名誉専任研究員
- 法人スーパーバイザー、法人アドバイザー
- 倫理経営インストラクターの資格を持つ法人レクチャラー
- 倫理経営インストラクター有資格者

(9) 会費の遅延滞納・回収不能金

遅延滞納金は、すみやかに回収をお願いします。遅延滞納の情報は、漏洩せぬよう、慎重にお取り扱いください。

単位倫理法人会事務長は会費滞納企業に対して、会長・専任幹事・紹介者と協力して速やかに対応する。長期滞納者への対応は以下の通りとする。

①3ヵ月間滞納の場合 ⇒ 滞納理由を確認する。請求すべき滞納金は、一定期日までに支払うよう通達し、会員を継続するか否かを確認する。

②4ヵ月間滞納の場合 ⇒ 一定期日までに支払うべき滞納金を納入しない会員については速やかに退会処理を行なう。

*理由なく決断を引き伸ばさない。

*未入金は請求し回収する。

(『令和2年度法人局活動方針書』15頁)

(10) 倫理研究所取り扱い図書物品の購入に関する注意事項

①会組織での倫理研究所取扱い図書物品の購入は出来ません。

②個人(会員・役職者)での注文は可能です。

③個人が購入した図書物品代金を会組織へ請求し、会組織がその代金を個人へ支払うことはできません。(実質的に会が購入していることと同様となるため)

4. 倫理法人会での禁止事項

本会の諸活動などでの、特定の商品の意図的宣伝などを含む一切の商取引を禁じる。また、本会の役職者及び会員のネットワークを通じての物品販売などの商行為、宗教・政治活動の勧誘及び普及活動の妨げとなる活動も同様とする。(『倫理法人会規程』第26条)

倫理法人会組織での商行為の禁止、政治活動・他団体への勧誘禁止

倫理法人会において、一切の商取引、宗教・政治活動への勧誘、他団体への勧誘、その他PR活動は禁止している。

活動の円滑な推進の妨げとなり、ひいては会の信頼が失墜することのないように役職者が厳正に対応する。

(『令和2年度法人局活動方針書』16頁)

録音・録画・写真撮影

録音・録画・写真撮影は、必ず事前に講師の承諾を得る。また、SNS等への写真・動画や講演内容などの無断掲載はしない。

(『令和2年度法人局活動方針書』16頁)

別紙資料

◆令和2年1月度 都道府県別会員動態表

◆事務局の皆様へ

(1) 2月(1月分)の入力完了日と書類の送付期限について

(2) 倫理研究所取り扱い図書物品の購入に関する注意事項

首都圏方面 連絡事項

1. 局主要行事 首都圏方面「方面会」

(1) 初日

① 活動報告

■報告数：都県1単会、計4単会

■報告時間：1単会10分程度 *方面長による簡単なインタビューやまとめを行なう予定

■発表予定：現時点で各都県から推薦された発表単会は以下の通りです。

埼玉県：越谷市 千葉県：銚子市 東京都：練馬区 神奈川県：横浜市神奈川区

② 分科会

■会場：当日発表。*東京・神奈川（参加者全員一室）、千葉・埼玉（地区毎）

■時間：1時間30分を予定。

(2) 二日目

① 体験発表 <<発表予定>>千葉県、東京都

■人数：2名

■時間：15分間

② 年度後半に向けての対策と決意

■人数：都県代表者

■時間：5分間

■内容：年度計画及び初日の分科会の内容を踏まえ、年度後半に向けての対策と決意。

今後の全国設立・開設・達成・周年行事(令和2年度)

〈設立・開設〉

日程	法人会名		準	設立
2020/4/4	神奈川県	横浜市神奈川区		設立
2020/6/17	福岡県	戸畑		新設立
2020/7/3	北海道	札幌清田		新設立
2020/7/3	熊本県	宇土市		設立
2020/7/9	岩手県	紫波・矢巾		設立
2020/7/17	大阪府	堺市御陵		新設立
2020/8/4	大阪府	大東市		新設立
2020/8/7	滋賀県	近江八幡市	準	開設
2020/8/19	三重県	津市・松阪市		設立
2020/8/21	滋賀県	栗東市	準	開設
2020/5	佐賀県	武雄市		新設立

認可に伴う書類

- ①「設立(開設)認可願書」②「役職者名簿」③「会員名簿」は、設立・開設1ヵ月前までに方面長宛に提出してください。

〈達成・周年行事〉

日程	行事	法人会名	達成・周年
2020/5/18	6/3	広島県	1,093社
2020/5/18	6/6	大阪府	3,500社
2020/5/19	6/4	京都府	1,000社
2020/6/6	6/6	千葉県	4,450社
2020/6/6	6/6	島根県	20周年・600社
2020/6/10	6/17	佐賀県	35周年・650社
2020/6/10	7/11	静岡県	2,500社
2020/6/11	6/11	和歌山県	35周年・403社
2020/6/13	6/13	高知県	35周年・608社
2020/6/13	6/16	福岡県	4,500社
2020/6/19	7/4	兵庫県	1,068社
2020/6/19	8/7	沖縄県	1,500社
2020/6/26	7/9	大分県	1,233社
2020/6/29	7/3	鳥取県	450社
2020/6/30	7/7	山梨県	25周年・740社
2020/7/1	7/12	群馬県	1,500社
2020/7/3	7/3	岩手県	1,310社
2020/7/3	7/3	富山県	566社
2020/7/4	7/4	兵庫県	35周年
2020/7/6	7/6	秋田県	30周年・1,050社
2020/7/8	7/8	長崎県	750社
2020/7/9	7/9	新潟県	35周年・3,000社
2020/7/9	7/9	熊本県	2,600社
2020/7/10	7/10	北海道	35周年・2,100社
2020/7/10	7/10	愛媛県	2,000社
2020/7/10	7/10	宮崎県	35周年・1,020社
2020/7/10	7/18	茨城県	3,330社
2020/7/11	7/11	山口県	1,130社
2020/7/15	7/15	青森県	20周年・900社
2020/7/15	7/15	三重県	604社
2020/7/17	7/17	岡山県	580社
2020/7/17	8/2	東京都	4,700社
2020/7/18	7/18	長野県	1,860社
2020/7/18	7/18	福井県	20周年・400社
2020/7/18	8/21	神奈川県	2,020社
2020/7/19	7/25	埼玉県	4,380社
2020/7/19	7/30	徳島県	760社
2020/7/21	7/21	山形県	2,020社
2020/7/31	7/31	宮城県	2,800社
2020/7/31	8/1	栃木県	2,100社
2020/8/2	8/2	岐阜県	1,159社
2020/8/3	8/3	福島県	1,500社
2020/8/7	8/7	滋賀県	915社
2020/8/7	8/7	奈良県	260社
2020/8/7	8/8	愛知県	3,477社
2020/8/7	8/8	鹿児島県	1,600社
2020/8/19	8/22	石川県	30周年・1,386社

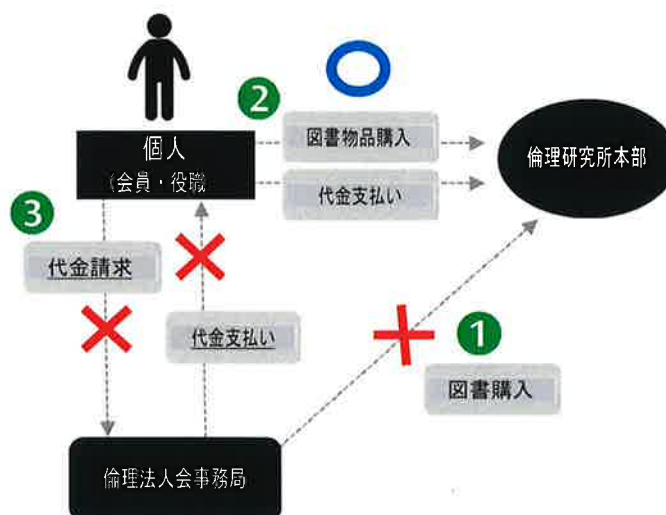
事務局の皆様へ

(1) 2月(1月分)の入力完了日と書類の送付期限について

- ・入力完了報告・・・R2/2/5(水)
- ・書類送付期限・・・R2/2/10(月)

(2) 倫理研究所取り扱い図書物品の購入に関する注意事項

- ①会組織での倫理研究所取り扱い図書物品の購入は出来ません。
- ②個人(会員・役職者)での注文は可能です。
- ③個人が購入した図書物品代金を会組織へ請求し、会組織がその代金を個人へ支払うことはできません。(実質的に会が購入していることと同様となるため)



令和2年1月度 都道府県別会員動態表

都道府県	R1.12月	R2.1月	前月比	前年同月比	H31.1月
北海道	1,900	1,937	+37	+163	1,774
青森県	774	764	-10	+28	736
岩手県	1,128	1,134	+6	-13	1,147
秋田県	968	963	-5	-10	973
宮城県	2,495	2,472	-23	+27	2,445
山形県	1,758	1,748	-10	-4	1,752
福島県	1,244	1,236	-8	+56	1,180
茨城県	2,672	2,670	-2	-10	2,680
栃木県	1,849	1,843	-6	+26	1,817
群馬県	1,320	1,311	-9	-10	1,321
新潟県	2,813	2,802	-11	+13	2,789
山梨県	603	601	-2	-59	660
長野県	1,661	1,650	-11	-38	1,688
埼玉県	3,830	3,800	-30	-152	3,952
千葉県	3,581	3,597	+16	+87	3,510
東京都	4,248	4,251	+3	+287	3,964
神奈川県	1,656	1,637	-19	+60	1,577
富山県	446	445	-1	+35	410
石川県	1,247	1,229	-18	-40	1,269
福井県	372	365	-7	+37	328
岐阜県	909	910	+1	+27	883
静岡県	2,295	2,290	-5	+121	2,169
愛知県	3,338	3,358	+20	+30	3,328
三重県	525	524	-1	-36	560
滋賀県	746	739	-7	+30	709
京都府	805	796	-9	+164	632
大阪府	3,073	3,108	+35	+308	2,800
兵庫県	953	942	-11	+17	925
奈良県	198	196	-2	+18	178
和歌山県	359	350	-9	+45	305
鳥取県	388	385	-3	+13	372
島根県	488	486	-2	+16	470
岡山県	536	554	+18	+26	528
広島県	932	933	+1	+64	869
山口県	965	946	-19	+12	934
徳島県	652	653	+1	+4	649
香川県	1,307	1,298	-9	+22	1,276
愛媛県	1,649	1,630	-19	-36	1,666
高知県	544	547	+3	+36	511
福岡県	3,912	3,954	+42	+141	3,813
佐賀県	497	494	-3	-36	530
長崎県	621	655	+34	+43	612
熊本県	2,283	2,310	+27	+137	2,173
大分県	1,069	1,070	+1	-10	1,080
宮崎県	874	869	-5	+1	868
鹿児島県	1,463	1,460	-3	+64	1,396
沖縄県	1,129	1,115	-14	-21	1,136
全国	69,075	69,027	-48	+1,683	67,344

回収不能金・遅延残高（首都圏方面）

都道府県	回収不能金						遅延残高		
	11月度		12月度		1月度		11月度	12月度	1月度
	不能金	回収金	不能金	回収金	不能金	回収金			
埼玉県倫理法人会	220,000	40,000	320,000	20,000	220,000	130,000	3,410,000	3,100,000	3,100,000
千葉県倫理法人会	160,000	230,000	300,000	300,000	190,000	110,000	4,030,000	3,060,000	2,960,000
東京都倫理法人会	410,000	70,000	390,000	10,000	150,000	80,000	810,000	730,000	650,000
神奈川県倫理法人会	120,000	30,000	390,000	30,000	120,000	0	1,980,000	1,690,000	1,590,000
【合計】	910,000	370,000	1,400,000	360,000	680,000	320,000	10,230,000	8,580,000	8,300,000

※「回収金」は当該月に回収された会費です。

方面：首都圏方面